

職場における化学物質の管理のあり方についての検討会報告に関する
要請署名ご協力のお願い

2023年2月
化学一般労働組合連合

貴団体の日頃よりのご奮闘に敬意を表します。

近年、国内で化学物質等による重大な職業性疾病の発覚が続いたため、厚生労働省が設けた「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会」の報告書をふまえた「労働安全衛生規則等の一部改正」が2022年5月31日に公布され、2024年4月までに段階的に施行されます。

今回の改正により、化学物質規制体系を化学物質ごとの個別具体的な法令による規制から、国が「ばく露濃度等の管理基準を決め、危険・有害性情報の伝達仕組みを整備・拡充」し、それに基づき「事業者が危険・有害性等を調査（リスクアセスメント）し、事業者自らがばく露防止措置を選択・実行する『自律的管理』に変える」ことになります。

近年の化学物質による労働災害の原因となった化学物質の多くが特別規則^(*)の規制対象外であり、多種多様な化学物質に対し、行政における化学物質の規制が追い付いていないのが現状です。そして、企業は化学物質の危険・有害性を確認せず、規制対象となっていない同類の化学物質を使用し、新たな健康被害を発生させています。規制の遅れは企業に「規制されていない化学物質のため責任がない」「危険・有害性がわからなかった」という責任逃れの口実を与えることとなっており、十分な情報収集や必要なばく露予防対策を行わない安全衛生軽視の企業は多く存在します。

今回の改正は、国が本来なすべき規制責任を事業者へ丸投げし、監督・指導といった行政の関わりを外部専門家に託すことによる希薄化、特殊健診や作業環境測定を緩和する内容となっています。また罰則のない自律的管理への変更は、例え法令で義務事項だったとしても実行しないことも考えられ、化学物質被害の実態を知らない多くの労働者・国民への健康被害の拡大を招くことが懸念されます。

私たち化学一般労働組合連合に加盟する労働組合の多くは、化学物質を取り扱う中小企業の労働組合です。今回の改正を健康被害の拡大ではなく、健康被害の縮小につなげるため、省庁要請などに取り組みたいと考えており、要請署名に取り組むこととしました。ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

(*)化学物質の種類や具体的な作業内容等に基づき、密閉、局所排気装置等の発散抑制装置、作業環境測定、特殊健康診断等、ラベル表示・SDSの交付・各種掲示・保護具の使用等の作業管理等が法律によって規制されている化学物質は、現在674物質あります。問題となった石綿など8つの化学物質は現在「製造・使用禁止」。

署名取り組み期間：2023年2月～5月末日

署名送付先：〒108-0073 東京都港区芝4-6-8 千代田三田ビル3F 化学一般全関東地方本部
連絡先：03-3453-0424

厚生労働大臣 加藤勝信 殿

職場における化学物質の管理のあり方についての検討会報告 に関する要請書

2021年7月に公表された職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書（以下、検討会報告書）には、職場における化学物質管理に関する現状認識と今後の管理のあり方に関する検討結果が報告されており、厚労省はこれを受け速やかに労働安全衛生法に基づく関係法令改正の検討を進める方針となっている。この検討会報告書は、事業者がリスクアセスメントに基づくばく露防止対策を講じる自律的な管理への移行を示している点で評価できるが、こうした移行について多くの課題があり現在様々な組織や研究者から問題点が指摘されている。

化学一般労働組合連合は、多くの化学物質を取り扱う化学会社の労働組合を中心に構成された全国組織として本施策に関し現在も検討を重ねているが、当面の問題として以下要請するものである。

1. 疫学研究に基づいた化学物質の被害の実態を公表すること。
2. 事業者がばく露防止対策を講じるよう罰則を伴う法規制をすること。
3. 化学物質の適正な管理について広く国民に浸透するよう広報すること。
4. 化学物質取り扱い履歴を現役労働者に限らず誰でも把握できるシステムを構築すること。
5. 有機則・特化則は有効な部分が多いので廃止せずスキルアップ制度を確立すること。
6. 医療機関は全ての患者の職歴を問うようにすること。

2023年 月 日

(住 所)

(団 体)

印

(代表者)

取り扱い団体：化学一般労働組合連合

連絡先：〒108-0073 東京都港区芝4-6-8 千代田三田ビル3F ☎03-3453-0424